

ソーラーシェアリングを阻む新制度案の問題

2026.7.30

ウェビナー

「ソーラーシェアリングのハードルが上がる？新たな制度案と各地の取組」

自然エネルギー100%プラットフォーム（CAN-Japan）、特定非営利活動法人 気候ネットワーク

こんどう けい
近藤 恵



二本松 営農ソーラー
&
Sunshine

写真提供 朝日新聞

農地の定義

農地の定義

農地は「耕作の目的に供される土地」

一農地法第2条

ソーラーシェアリングは転用許可
(柱の部分だけ別の目的で許可をもらう
特例扱い＝禁止の解除)

農地の定義

農地は「耕作の目的に供される土地」

ー農地法第2条

ソーラーシェアリングは転用許可
(柱の部分だけ別の目的で許可をもらう
特例扱い＝禁止の解除)

市町村の (計画) 認定審査＝計画の遂行力
を市町村長が審査

農地の定義

農地は「耕作の目的に供される土地」

―農地法第2条

ソーラーシェアリングは転用許可
(柱の部分だけ別の目的で許可をもらう
特例扱い＝禁止の解除)



特例を遂行できる力を審査

市町村の (計画) 認定審査＝計画の遂行力
を市町村長が審査

許可と認定の違い

	許可	認定
法的性格	一般的禁止の個別解除	計画の適合性確認（計画認定）
審査基準	当該業法固有の実体基準 （農地区分・転用要件等）	基本計画適合性＋実施確実性 という抽象基準
実体判断の所在	許可権者（都道府県知事等）が直接 判断	形式的には市町村長だが、実体判断は 都道府県知事等との「協議・同意」に 外部化
効果	その業法の禁止解除のみ	関係7業法の許可等を一括みなし付与＊

農地法4条・5条、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法、温泉法の各許可が「あったものとみなす」

農地の定義を**変えるように育てる**

農地は「耕作の目的に供される土地」

―農地法第2条

ソーラーシェアリングは転用許可
(柱の部分だけ別の目的で許可をもらう
特例扱い＝禁止の解除)

市町村の(計画) 認定審査＝計画の遂行力
を市町村長が審査

農地は「農的行為が継続的に営まれ、食料・エネルギー・生態系機能を複合的に生み出す土地」

A photograph showing a vineyard where solar panels are mounted on a metal framework above the grapevines. The panels are tilted towards the sun, and the vines are trained along the structure. The ground is covered with green grass and some weeds. The sky is blue with some clouds.

3年以内に80%に達しないとアウト？

一般流通農産物でないとアウト？



50万以上でないとアウト？
自家消費ではダメ？



手取
川取
正宗

TEDORIGAWA
株式会社 吉田酒造店



20%日射量減少ってどのように計算するの？

育てる 視点「事故の可能性がある車は走らせない」ではなく「安全な環境を整える（暴走車の取締り、安全運転教育、環境整備、民間投資の呼び込み）」（教育と環境整備）



“自動車が原因ではなく、違反行為が原因”
“太陽光事業が原因ではなく、違反行為が原因”

- 考え方＝交通事故は **結果** 違反行為が **原因**
- **違反行為**＝違反者＋好ましくない環境
- 一時停止しない。左右を確認しない。などの違反行動は、基本的には運転者自身が意識すれば出来ることです。意識すれば >>（ではなく） **するよ**
うに導くのが安全対策
- 管理者が業務中の交通事故データと、個々の運転記録証明書で、
 - ① 実態のは握と分析
 - ② 分析に基づく対策と指導・教養を実践することで、交通事故は**軽減**できる

違反行為の横行した原因と繰り返す懸念

（運転は難しいのに）運転者自身の意識に委ねてしまったこと。

（ソーラーシェアリングは簡単ではないのに）事業者に委ねたこと。

<よかった面> 優良事業者が多く出て、世界のトップランナーになれたこと。

<悪かった面> ブロックを超えれば（許可取得）という一部のモラルハザードを生んだ。

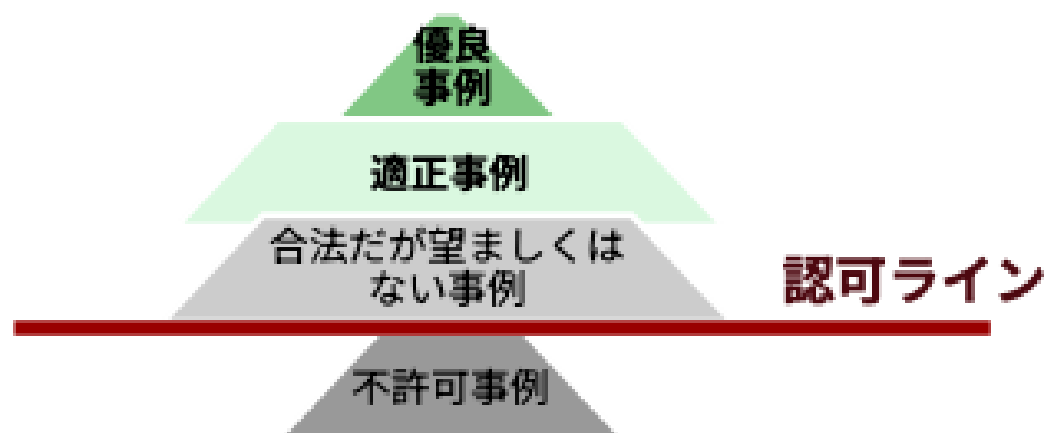
今回の改正＝さらにブロックを高くした。（許可＋認定へ）

しかし、また**認定さえとれば**というモラルハザードを生まないか？

規範（望ましい姿＝後述）を高くし、遂行力審査を加えたが

遂行力を高くするように導く道筋がみえない。→育てる視点の欠如

総合得点評価制度



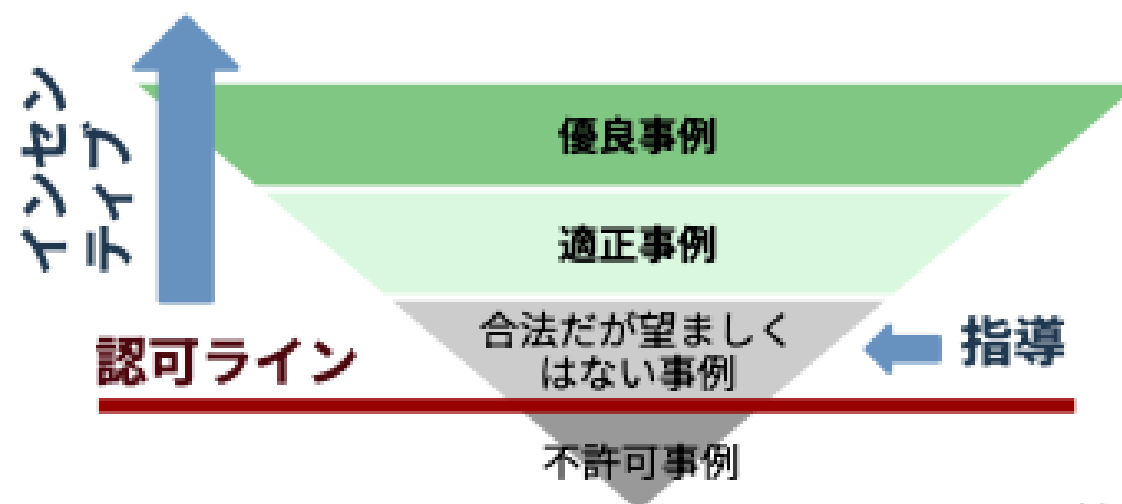
問題あるパターン：

- 1) 「認可すればOK」というメッセージとなり、適法だが、必ずしも望ましくないものも入る
- 2) 真面目に取り組みたい人にはハードルが高すぎて、導入量が縮小
- 3) 全体としてはパイは縮小し、イノベーションが停止

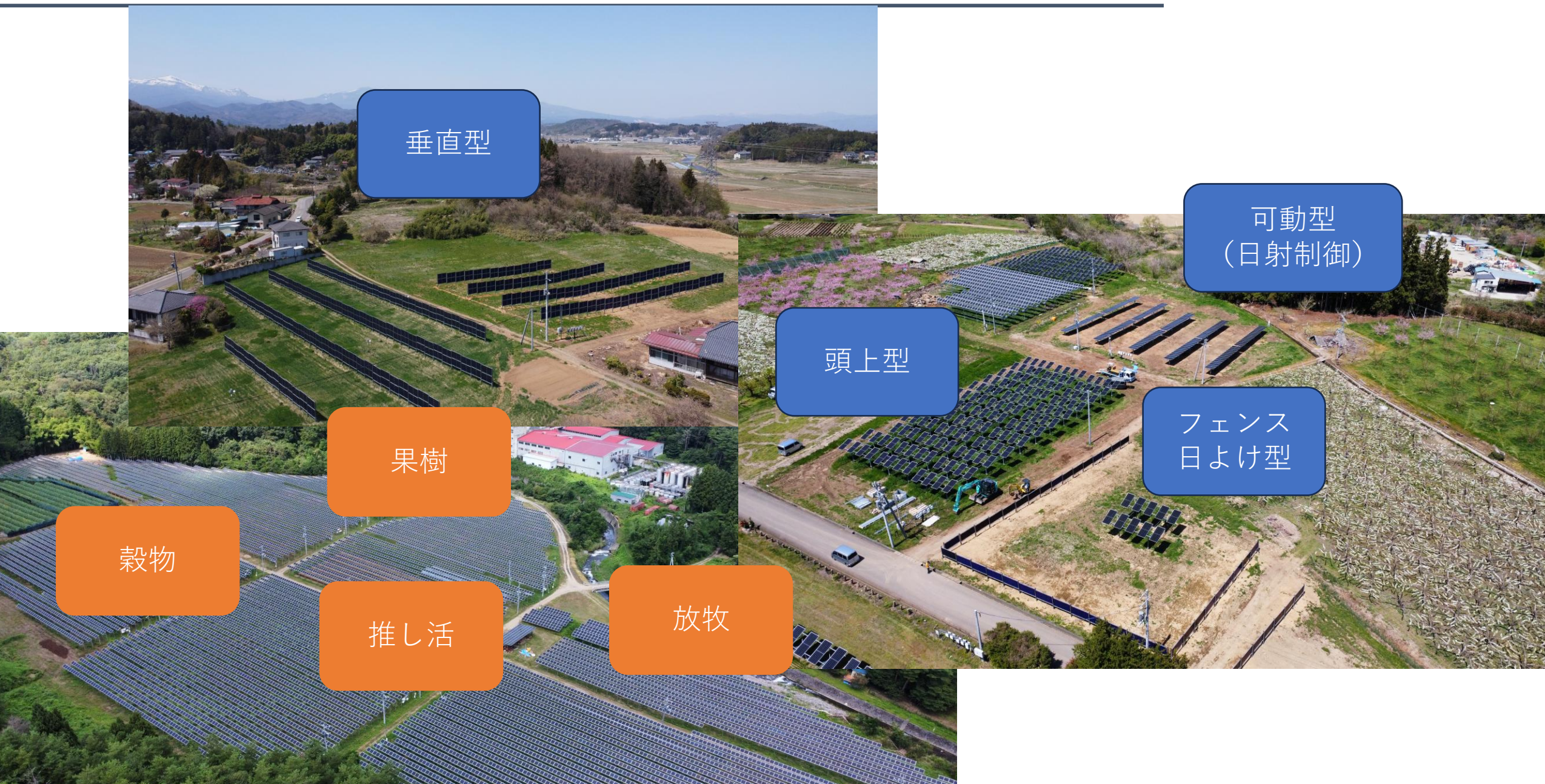
目指したい方向：認可ライン、目指すべき姿（優良要素）、そしてそこに案件を仕向けるインセンティブ制度からなる「総合得点評価制度」

- 1) 認可を越えただけでは、許可しかされないが、より多くの優良要素があると早く認可を受けられ、かつお得になる（控除額、許可期間、売電価格、などが考えられる）
- 2) 点数の良くない事例は指導・改善を目指す。

多様な目指すべき姿



様々な種類のソーラーシェアリング



規範（望ましい姿）と事実の混同＝ハードルが高すぎる

- 30%遮光率の根拠・・・事業者変更の場合の代替性、キャビン付きトラクターが通行できる。
- 農業の超プロになってからしかできない・・・多様なプレイヤーの参入を促すべき。
- 品目限定・・・多様な挑戦を阻む。高付加価値農産物などは？
- 市町村に多くの負担・・・計画策定・審査の負担、特例対応は農業者の複数年栽培実証でも検討しているとのことだが、市町村の関与が必要とのこと。

望ましい姿の**実施能力判断**ではなく 望ましい姿に**到達する方法**を示す。

詳しくは、パブコメ勉強会を **8月6日（木） 15時** 開催予定です。

ソーラーシェアリング推進連盟メルマガ会員にご登録ください。

農地の定義を変えるように育てる

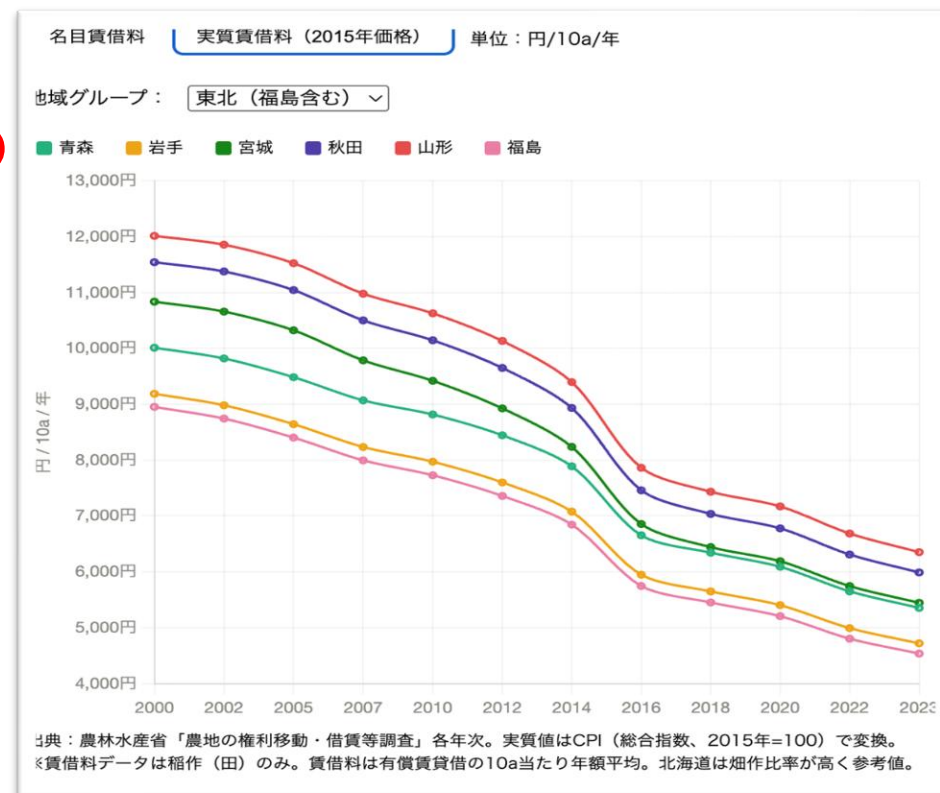
農地は「耕作の目的に供される土地」

一農地法第2条

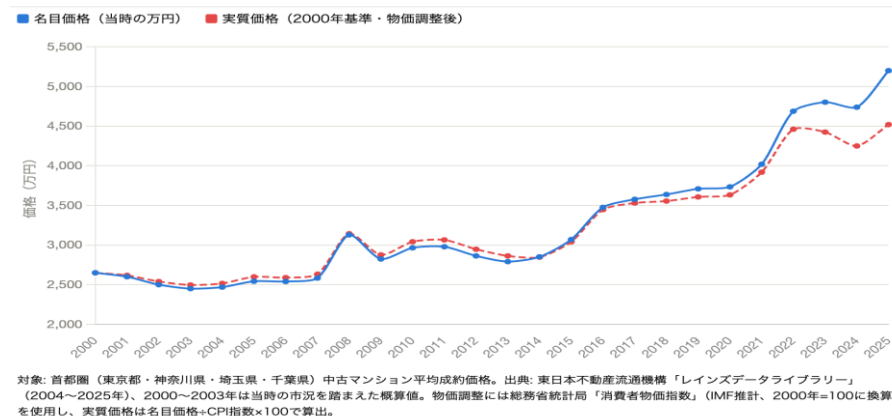
ソーラーシェアリングは転用許可
(柱の部分だけ別の目的で許可をもらう
特例扱い = 禁止の解除)

市町村の(計画)認定審査 = 計画の遂行力を市町村長が審査

農地は「農的行為が継続的に営まれ、食料・エネルギー・生態系機能を複合的に生み出す土地」



2000年から25年で価格は“半減”



マンション価格は“2倍”

【営農ソーラー主力時代】がくる

